

会計室総合計画策定推進本部設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市総合計画における会計室の計画（以下「計画」という。）の策定及び計画に基づく施策の推進のため、会計室総合計画策定推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画に係る施策の推進に関すること。
- (3) その他本部長が特に必要と認める事項

(本部の組織)

第3条 本部は、本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、会計室長をもって充てる。
- 3 本部員は、審査課長、出納課長及び審査課担当課長をもって充てる。
- 4 本部長に事故があるときは、審査課長がその職務を代理する。

(部会の設置)

第4条 第2条に掲げる所掌事務を円滑に行うため、本部に検討部会（以下「部会」という。）を置く。

(本部長の職務)

第5条 本部長は、本部を掌理するほか、部会を指揮する。

(部会の組織)

第6条 部会は、審査課長、出納課長、審査課担当課長、審査課審査第1係長、審査課審査第3係長、出納課出納係長及び出納課会計企画係長をもって組織する。

- 2 部会長は、審査課長をもって充てる。

3 部会長に事故があるときは、出納課長がその職務を代理する。

(部会の会議)

第7条 部会の会議は、適宜、部会長が召集する。

2 会議には、必要に応じて、関係部局の職員を参加させることができる。

(庶務)

第8条 本部及び部会の庶務は、審査課審査第1係において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年2月9日から施行する。

2 平成26年5月19日制定、会計室新たな総合計画検討本部設置要綱は、平成29年2月9日をもって廃止する。